**田布施町地域応援商品券(2022)　Q&A**

**※こちらに記載のない質問については、田布施町役場経済課商品券担当**

**（☎0820-52-5805 土日祝日を除く 8:30～17:15）にお問い合わせください。**

**■事業の概要について**

Q.　田布施町地域応援商品券(2022)（以下「商品券」）とは何ですか？

A.　新型コロナウイルス感染症の影響による地元消費の低迷に対し、町内における購買活動の増進、町内事業者の活性化及び地域の振興を図ることを目的とした、全町民に配布する町内の店舗等で利用できる商品券のことです。

Q.　商品券は購入するのですか？

A.　購入ではありません。

令和4年7月1日（基準日）に田布施町の住民基本台帳に記録されている町民全員に1人あたり5,000円分の商品券を配布します。

Q.　商品券は申し込むのですか？

A.　事前に申込の必要はありません。

令和4年7月1日（基準日）時点で田布施町の住民基本台帳に記録されている人については、8月上旬から順次、商品券を郵送します。

**■配布・対象者に関する事項について**

Q.　7月1日（基準日）時点で田布施町の住民基本台帳に記録されている人の商品券はどのように届きますか？

A.　町が8月上旬から、世帯分をまとめて世帯主宛てに商品券を簡易書留でお送りします。

【不在票「郵便物お預かりのお知らせ」が入っている場合】

不在の場合は、不在票「郵便物お預かりのお知らせ」が投函されますので、郵便局に再配達を希望するなどの手続きをお願いします。令和4年8月31日（水）までは郵便局で保管しています。

令和4年9月1日（木）以降は町経済課で保管していますので、商品券担当（0820-52-5805）にご連絡ください。再度郵送手続きに入ります。

※令和4年9月1日（木）は郵便物町引取予定日としていますので、お時間をいただく場合があります。

※令和4年9月になっても届かない場合も、商品券担当（0820-52-5805）にご連絡ください。

Q.　7月1日（基準日）に死亡した場合、対象となりますか？

A.　7月1日に死亡された場合は、対象となりません。

Q.　7月2日以降に死亡した場合、どうなりますか？

A.　【世帯主でない方が死亡された場合】

世帯主にお送りします。

【世帯主が死亡された場合】

ご同居のご家族がいる場合は、世帯主分も含めて生前のご住所にお送りします。

Q.　7月1日（基準日）に転出した場合、対象となりますか？

A.　対象となりません。

7月2日以降に転出した場合は対象となりますが、県外など遠方へ転出する場合は、商品券の利用可能店舗等は、町内に限りますのでご了承ください。

Q.　DV により避難している場合、商品券を別々に送ってもらうことができますか？

A.　配偶者からの暴力を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者及びその同伴者で、事情により基準日（7月1日）時点で住民登録を移すことができない方は、申出により商品券を受け取ることができます。（申出期間は令和4年7月15日まで）申出には、配偶者等からの暴力等を理由に避難していることが確認できる書類として、次の書類のいずれかの添付が必要です。

・商品券受給に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書（様式第１号）

・裁判所が発行する「保護命令決定書」

・婦人相談所等が発行する「証明書」又は市区町村、福祉事務所、民間支援団体等が発行する「確認書」

※申出書は、田布施町ホームページからダウンロードにより取得できます。

※同伴者がいる場合は、同伴者についても記載されていることが必要です。

※ご自身で申出・申請することが困難な場合は、代理申出・申請が可能です。

Q.　その他の事情で商品券を別々に送ってもらうことができますか？

A.　お受けできません。

7月1日（基準日）の時点で同一世帯であった場合は、世帯主宛てに郵送します。

Q.　事情により商品券を別の住所に送ってもらうことができますか？

A.　商品券は住民基本台帳に記載された住所へ郵送しますので、ご同居のご家族が受け取られるか、田布施町の住民基本台帳に記録されていない現在の居住地へ郵便が届くよう極力手続きをお願いします。

なお、世帯主の同意のもと代理人が田布施町の住民基本台帳に記録されていない居住地に発送を希望する場合は申出が必要です。

申出には、田布施町の住民基本台帳に記録されている本人であることが確認できる書類として、次の書類が必要です。

・田布施町地域応援商品券(2022)受領（代理受領）申請書（様式第２号）

※申請書は、田布施町ホームページからダウンロードにより取得できます。

・本人確認書類として本人及び代理人の身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート（顔写真ページ）、健康保険証、介護保険証、障害者手帳、年金手帳等）

**■商品券に関する事項ついて**

Q.　使用できる商品券の金額はいくらですか？

A.　1人に対し5,000円分（1,000円券×5枚）の商品券を配布します。

Q.　どこのお店で使用できますか？

A.　商品券と一緒に同封されている「田布施町地域応援商品券(2022)取扱店舗一覧」のとおりです。なお、取扱店の募集は随時行っており、追加された場合は、町・商工会ホームページでお知らせします。また、商品券が使用できる店舗では「取扱店ポスター」が店頭等に掲示されています。

Q.　商品券の使用期限はいつですか？

A.　令和4年8月1日（月）から令和5年1月31日（火）まで使用できます。期限が過ぎると使用できませんので、ご注意ください。

Q.　商品券を使用する際、おつりはもらえますか？

A.　商品券だけではおつりは支払われません。額面の金額以上の商品を購入する際は、現金等でお支払いください。

Q.　商品券で買えないものがありますか？

A.　タバコ（電子タバコを含む）や旅行券等の購入、電子マネーへのチャージ等お使いいただけないものがあります。商品券記載の注意事項をご確認ください。

Q.　使えなかった商品券を換金してもらえますか。

A.　商品券は換金できませんので、使用期限までにご使用ください。

Q.　事情により買い物に出かけられないので、商品券を人にあげても良いですか。

A.　商品券は原則、ご本人のみに限り使用でき、第三者への販売、譲渡をすることはできませんが、ご家族等に買い物の代行をご依頼いただくなどの検討をお願いします。

Q.　商品券で買った商品を返品したいが、返金してもらえますか？

A.　返金には原則応じられません。

Q.　商品券を紛失した場合、再発行してもらえますか？

A.　再発行はできません。

**■取扱店に関する事項について**

Q.　取扱店になるにはどうしたら良いですか？

A.　上記の質問を含む取扱店に関する事項は田布施町商工会（0820-52-2983）にお問い合わせください。